

ひとり親家庭のお父さん・お母さんへ



『米子市高等職業訓練促進給付金事業』について



◇高等職業訓練促進給付金とは？

ひとり親家庭の父、母が、看護師、保育士等の資格を取得するため、1年以上養成訓練機関に通う場合、支給要件を満たせば、高等職業訓練促進給付金や修了支援給付金を給付し、生活費の負担を減らすことで資格取得を容易にするものです。

1. 対象者

米子市内に在住し20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の父、母で、次の要件のすべてに該当する方。

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準である人。
- ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人。
- ③ 就業又は育児と修業の両立が困難と認められる人。
- ④ 過去に高等職業訓練促進費を受給していない人。

2. 対象となる資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師、理容師など

3. 給付の対象期間

全期間（上限48月）

※ただし、看護師資格取得の場合は、上限36月です。

4. 給付額

市民税非課税世帯・訓練促進給付金 100,000円/月 ・修了支援給付金 50,000円（修了時1回のみ）

市民税課税世帯 ・訓練促進給付金 70,500円/月 ・修了支援給付金 25,000円（修了時1回のみ）

※ただし、最終学年のみ訓練促進給付金は4万円加算となります。

<給付を受けるには>

受講開始前に、ご相談ください。支給要件や手続きについて説明します。

すでに対象資格のカリキュラムを受講中の場合も速やかにご相談ください。



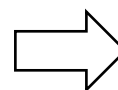
<注意事項>

- ・ 訓練促進給付金は支給申請を受けた日の属する月以降分からの支給となります。
- ・ 夏期休暇等、年間カリキュラムに組み込まれている場合を除き、月の初日から末日まで1日も出席しなかった場合はその月分は支給対象となりません。
- ・ 支給要件に該当しなくなったとき（ひとり親家庭の父、母でなくなったとき、修業をとりやめたとき、米子市から転出したときなど）は、必ず14日以内に子育て支援課へ届け出てください。場合によっては給付金を返納していただくことがあります。

申請相談窓口 子育て支援課 子育て支援担当 23-5135

平成28年度より、高等職業訓練促進給付金の受給者を対象とした貸付制度が始まりました。

詳しくは裏面へ



平成28年度開始

高等職業訓練促進給付金を受けられる方を対象に 新たに入学準備金等の貸付金制度が始まります

1 対象者 以下のいずれも満たす者

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の受給対象者であって、平成28年1月20日以降に養成機関に入学又は養成機関を卒業する者
- (2) 原則として鳥取県内に住民登録をしている者であって、養成機関修了後1年以内に、取得した資格を活かして就職し、引き続き5年間就業しようとしている者

2 貸付金の種類と限度額

(1) 入学準備金

- ・対象者：高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者
- ・使途の例：養成機関に支払う入学金、教材費、参考図書、学用品 等
- ・貸付額：50万円以内

(2) 就職準備金

- ・対象者：高等職業訓練促進給付金の支給を受けている者であって、養成機関の課程を修了し、かつ資格を取得した者
- ・使途の例：就職によって転居が伴う場合における転居費用、転居先の賃借物件の借りに伴う礼金や仲介手数料、就職活動及び就職先で使用する被服費、就職に当たり就職先で研修等を受けた際の研修費用 等
- ・貸付額：20万円以内

3 利子

連帯保証人を立てる場合は無利子。連帯保証人を立てない場合は年利1.0パーセント。

4 返還免除規定

養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事した場合は、返還の債務を免除する。

5 問合せ先・申請窓口

○制度や手続きに関する問い合わせ先

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内）

電話 0857-59-6344 ファクシ 0857-59-6340

○申請書類の配布・提出窓口

米子市役所 子育て支援課（市役所1階⑪窓口）

○入学準備金の申請に必要な書類

- ・入学準備金貸付申請書（様式第1号）
- ・入学準備に要する費用が確認できる書類（領収書又は見積書、入学金の額が分かる書類の写し等）
- ・連帯保証人の住民票及び資力が明らかになる書類（所得証明書等）
（連帯保証人を立てる場合のみ）

○就職準備金の申請に必要な書類

- ・就職準備金貸付申請書（様式第2号）
- ・資格を取得したことが分かる書類（証書や免許証の写し等）
- ・就職準備に要する費用が確認できる書類（領収書又は見積書の写し等）
- ・連帯保証人の住民票及び資力が明らかになる書類（所得証明書等）
（連帯保証人を立てる場合のみ）